

No. 340

全 仏 7/63



ルンビニー、マヤ堂附近

〔緊急報告〕 税制改革、本会の対応について
第16回WFBロサンゼルス大会参加ツアーのお知らせ
暑中広告／法律相談室／同和推進のために／全仏ロビー・映画『敦煌』

全日本仏教会

自民党の税制改正「大綱」

先般6月14日、自民党税制調査会より税制抜本改正「大綱」が発表された。本会は、各方面に対し積極的な働きかけをして、当方の立場を表明し理解を求めてきた。これから国会審議を控えているので予断は許さないが、幸い、宗教法人税制はほぼ現状を維持するという結果を得ることができた。緊急記事として、今回の税制改革の結果と、本会の対応について報告する。

緊急報告

税制改革、本会の対応について

自民党税調における検討事項

- 戒名 布施 玉串料……不課税
 - お守り お礼 おみくじ……不課税
 - 絵葉書、写真帳、暦、線香、……課税(物品販売業)
 - ろうそく、供花等の販売
 - 駐車場の経営 ……課税(駐車場業)
 - 土地や建物の貸付け ……課税(不動産貸付業)
 - 宗教法人立幼稚園
 - 授業料 寄付金……非課税
 - 入学金・その他物品販売……課税
 - 墓地 寺内の場合……不課税
 - 霊園の場合……不課税
 - 美術館 博物館……課税
 - 拝観料 ……不課税
 - 宿泊 ……課税
 - 結婚式 挙式 ……非課税
 - 披露宴 ……課税(料理飲食店業・物品貸付業)
 - 新聞、雑誌、講話法話集、……課税(出版業)
 - 経典の出版販売
 - 茶道、生花、書道等の教授 ……課税(芸芸教授業)
- ただし、免税点3千万円とする。売上5億円以下は簡易課税制度が適用可。
- 非課税とは、課税対象ではあるが、この度は課税しない場合をいう。
不課税とは、本来課税対象でない場合をいう。

ほぼ現状維持の方向

本年度はシャープ勧告以来といわれる税制抜本改革が叫ばれ、特に「宗教法人(公益法人)の優遇税制」に対する課税強化が、大きな検討課題になっていたことは周知のとおりである。そのような厳しい状況のなかで、本会

としては、次の二点、
①本来の宗教活動に対して課税すべきではない。
②お守り、塔婆、お札などを課税対象とすることは、それらを本来の事実として

している宗教と、そうでない宗教とがある

以上宗教税制としては不適當であり、しかも宗教法人法の精神にも反していると考える。

これらを運動骨子として、各方面との協議、また陳情等を行ってきた。

そして、六月七日付けで、文教部会から自民党税制調査会に、右記のような資料が提出され、翌六月八日に自民党税制調査会において、宗教法人税制について



はほぼ現状を維持するということが内定される結果となった。(注・右記に掲載したものは資料に全仏による解説を加えたものである。)

この中で、お布施等、宗教法人本来の活動が「不課税」になっていることは、正しい結論であると評価できるのであるが、しかし本会としては、お布施など宗教活動そのものが課税の検討事項にあげ

られていること自体、(前述の本会の運動方針①「本来の宗教活動に対して課税すべきではない」)にも提示してあるが)はなはだ不本意だと言わざるを得ない。

すなわち、消費税は、物を購入する場合や、サービスの提供に対してお金を払う時にかかる税金で、つまりサービスの場合、受けるサービスと払うお金が対価関係になっていることが前提となってい

4月6日に自民党本部で開催された自民党税調と文教関係諸団体との懇談会、本会からは川島総務部長と剛山財務部長が出席した。

税務セミナー

主催 財団法



3月14日本会主催の税務セミナーで、税制について講演する奥田幹生衆議院議員(自民党文教副部長・宗教法人担当主査)

る。

これが宗教活動にもあてはめられ、僧侶の法施と、檀信徒の財施が、読経料とか、戒名料とかいう呼称でいいかえられていることで明らかになように「支払うお金は、一面において宗教的サービスと対価関係にある」という意識が一般的になっているのが現状である。これは仏教本来の布施行の考え方に反している。

このような誤った認識が前提となつて議論されていること自体、仏教界としては大変遺憾なことである。

今後我々仏教者は、自らの姿勢を正して布施の本質を檀信徒に伝えていくことに努力し、一般の人たちの誤った認識を是正していかなくてはならない。

また、今回の税制改革では、宗教法人が有する、いわゆる税制上の特別措置そのものが、議論の対象となつていた。その理由の一つに、特別措置を故意に悪用しての事実上の脱税、あるいは宗教関係

者自身の世間の墮落をかうような行動とといったことが、新聞や週刊誌を大いににぎわし世間の注目を集めた、ということがあるのは明らかである。

このように、宗教法人を悪用しようとするごく一部の心ない人々の行動により、まるで宗教法人全体が悪者であるかのよう受け取られてしまったことは、大変残念なことであると本会では考える。

とはいえ、このように宗教法人を悪用する事件が現実起こっていることを、宗教界全体の憂慮すべき問題として、我々仏教徒は厳粛に認識し、自浄自戒に努めていかななくてはならないことはいまでもない。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)
電話 代表(841) 4965



ごあいさつ
全日本仏教会理事 野口善雄

WFBロサンゼルス大会参加ツアー

今秋11月 始まった一般募集

第十六回世界仏教徒会議が、今年十一月ロサンゼルス

- 旅行代金 **398,000円**
- 旅行期間 11月19日(土)~11月27日(日)
- 募集人員 50名(お申込メ切日10月18日)

ス市で開催されるはこびとなりました。アメリカ大陸で初めて開催されるこの大会には、本会の大谷光真会長(浄土真宗本願寺派御門主)をはじめ、諸宗派より多数の代表者が出席され、世界各国の仏教徒と友好を深める予定です。さらに、この地で開教に献身されている開教使の方々や日系人信徒の方々との

ロサンゼルス・メキシココース

9月7日泊

交流の機会も持ちたいと考えております。世界屈指の景勝の地であるアメリカ西海岸で催される、この意義ある大会に一人でも多くの方がご参加下さいますようお願い申し上げます。

※このツアーに御参加の方は、大会開会式に出席することができます。

日次	月日(曜)	地名	現地時間	交通機関	予定	宿泊地
1	11月19日(土)	東京(成田)発		航空機 JAL (予定)	国際日付変更線通過	ロサンゼルス
		ロサンゼルス着	昼頃		着後：市内観光(チャイニーズ・シアター、ハリウッドホールなど)後、ロサンゼルス仏教各宗連合会との交歓会	
2	11月20日(日)	ロサンゼルス		専用バス	(A)ディズニーランド観光 (B)マリナデルレイ・サンタモニカ観光 (A)・(B)いづれかお選び下さい。	ロサンゼルス
3	11月21日(月)	ロサンゼルス		専用バス	午前：各宗寺院参拝・市内観光 午後：第16回世界仏教徒会議ロサンゼルス大会開会式に出席	ロサンゼルス
4	11月22日(火)	ロサンゼルス発 メキシコシティ経由 メリダ着	午前	航空機	着後：ホテルへ	メリダ
5	11月23日(水)	メリダ		専用バス	1日：ウシュマルの遺跡観光(マヤ文明の地見学) カバーの遺跡見学	メリダ
6	11月24日(木)	メリダ発 メキシコシティ着	午前	航空機 専用バス	着後：市内観光(国立宮殿、カテドラルなど)及び国立人類学博物館観光	メキシコシティ
7	11月25日(金)	メキシコシティ		専用バス	1日：メキシコシティ郊外のテオティワカン遺跡(太陽のピラミッド・月のピラミッドなど)	メキシコシティ
8	11月26日(土)	メキシコシティ着 ロサンゼルス着 ロサンゼルス発	午前	航空機		機中
				JAL (予定)	国際日付変更線通過	
9	11月27日(日)	東京(成田)着	午後			

WFBについて

70余国が参加

WFB(世界仏教徒連盟)は、昭和25年、スリランカの首都コロンボにおいて、当時セイロン大学教授マララセーケラ博士の呼びかけにより、世界の仏教徒の友好親善をはかり、仏陀の崇高な教義を普及し、世界平和に貢献することを目的として設立された。

その年コロンビアで第一回WFB大会を開催。以来、二、三年毎に世界の仏教事業の研究及び組織と活動の点検、親善交流の場として大会を開催してきた。

WFBは現在本部はタイ国バンコクにあり、世界各国七十以上が加盟。日本では、全日本仏教会がその唯一のセンターになっており、日本でも昭和27年と57年の二回、大会が開催されている。なお前回第十五回大会はネパールで開催された。

お問い合わせ先

全日本仏教会

国際文化部

03(437)9275

全日本仏教会関西事務局

075(371)0877

税務セミナー開く

浄土宗宗務庁講堂

浄土宗教区会議長会主催による税務セミナーが、去る六月十六日、浄土宗宗務庁講堂において開催された。

- 旅行代金 **345,000円**
- 旅行期間 11月19日(土)~11月26日(土)
- 募集人員 100名(お申込メ切日10月18日)

ロサンゼルス・西海岸コース

8泊

日次	月日(曜)	地名	現地時間	交通機関	予定	宿泊地
1	11月19日(土)	東京(成田)発	夕方	航空機 JAL (予定)	----- 国際日付変更線通過 ----- 着後：市内観光(チャイニーズ・シアター、ハリウッドボールなど)後、ロサンゼルス仏教各宗連合会との交歓会	ロサンゼルス
		ロサンゼルス着	昼頃			
2	11月20日(日)	ロサンゼルス		専用バス	(A)ディズニーランド観光 (B)マリナデルレイ・サンタモニカ観光 (A)・(B)いづれかお選びください。	ロサンゼルス
3	11月21日(月)	ロサンゼルス		専用バス	午前：各宗寺院参拝・市内観光 午後：第16回世界仏教徒会議ロサンゼルス大会開会式に出席	ロサンゼルス
4	11月22日(火)	ロサンゼルス発 ラスベガス着	午前 午後	航空機	着後：ホテルへ 自由行動 OP グランドキャニオン(遊覧飛行)観光 夜：ラスベガスにてディナーショー	ラスベガス
5	11月23日(水)	ラスベガス発 サンフランシスコ着	午前 午後	航空機	着後：市内観光(フィッシャーマンズワーフ、金門橋、ツインピークスなど)	サンフランシスコ
6	11月24日(木)	サンフランシスコ			1日：モントレー・カーメル観光	サンフランシスコ
7	11月25日(金)	サンフランシスコ発 ロサンゼルス着 ロサンゼルス発	午前 午前	航空機 JAL (予定)	----- 国際日付変更線通過 -----	機中
8	11月26日(土)	東京(成田)着	午後			

○お申込み先

日本交通公社

団体旅行東京中央支店

03(257)8421

京都四条支店

075(241)3181

このセミナーは、現在各都道府県仏教会主催で行なわれている「宗教法人セミナー」を浄土宗教区会議長会研修会の席で行ってほしいとの要請が浄土宗から本会にあり、全仏及び山一証券株式会社の

後援により開催された。
講師を長谷川正浩全仏顧問弁護士と高木正博山一証券コンサルタント室部長がつとめ、「何故、税務指導が必要か」のテーマで講演した。

浄土宗の全国各教区会議長約三十名は、メモを取るなど熱心に聞き入っていた。

暑中御見舞い申し上げます

曹洞宗宗務庁

菅	長	丹	羽	廉	芳
宗務	総長	楢	山	大	典
参	議	田	邊	哲	崖
参	議	岡	田	巳	成
人	事	部	長	朝	日
教	学	部	長	藏	山
総	務	部	長	来	馬
教	化	部	長	近	藤
財	政	部	長	横	山
伝	道	部	長	吉	井
出	版	部	長	東	雄
				鳳	樹

〒105 東京都港区芝二一五一一
〇三(四五四)五四一一

浄土真宗本願寺派

総	長	渡	邊	静	波
総	務	藤	澤	實	晟
同		田	坂	芳	穂
同		藤	井	映	月
同		北	條	成	之
同		柱	松	青	巒

〒600 京都市下京区堀川通花屋町下ル
本願寺門前町
〇七五(三七七)五一八一

真宗大谷派

宗務	総長	古	賀	制	二
参	務	本	間	義	博
同		不	破	仁	
同		熊	谷	宗	恵
同		管	原	鈞	
同		村	上	耕	二

〒600 京都市下京区烏丸通七条上ル
常葉町七五四
〇七五(三七七)九一八一

社団法人 全日本仏教婦人連盟

理事長 山本 杉

事務局一同

〒170 東京都豊島区北大塚二一一一
〇三(九一〇)一二八九
大塚アラザビル7F

念法真教教団 総本山金剛寺

燈 主 小倉 靈 現

〒538 大阪市鶴見区緑三二四一一二
〇六(九一)二二〇一

暑中御見舞い申し上げます

浄土宗宗務庁

〒105 〇三(四三六)三三五一 東京都港区芝公園四一七―四 (東京事務所)	京都府東山区林下町四〇〇 〒605 〇七五(五二五)二二〇〇 (東京事務所)	東京事務所 出版室長 松浦行真	同和推進 事務局参与 蓮池瑞旭	総長公室長 山田瑞祥	所東京事務 局長 成田有恒	同和推進 事務局長 福田泰道	社会局長 局長 川井匡俊	財務局長 牧達雄	総務局長 吉田昭炳	宗務総長 大田秀三	浄土門主 藤井實應
--	--	--------------------	--------------------	------------	------------------	-------------------	-----------------	----------	-----------	-----------	-----------

日蓮宗宗務院

〒146 〇三(七五二)七二八一 東京都大田区池上一一三―一五	日蓮宗 新聞社社長 項岳龍乘	参 与 岡田法順	参 与 白部健順	現代宗教 研究所長 石川教張	護道部長 田中学貞	教務部長 佐藤秀旭	財務部長 永井祥文	庶務部長 橋田文啓	企画部長 金坂信章	宗務副総長 森惠遠	宗務総長 澁谷直城	管 長 岩間日勇
------------------------------------	-------------------	----------	----------	-------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------

総本山金剛峯寺 高野山真言宗宗務所

〒108 〇三(四四一)三三三三八 東京都港区高輪三一五―一八 主 管 橋爪良恒 (高野山東京別院)	和歌山県伊都郡高野山一三三― 二 648-02 〇七三六(五六)二〇二一	山林部長 行楠公延	法會部長 行山栄岳	財務部長 行中山弘之	教務部長 行資延敏雄	総務部長 行新居祐政	執行部長 行徳富義孝	管 座 長 主 阿部野竜正
---	---	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	---------------

孝道教団

〒221 〇四五(四三二)二二〇一 横浜市神奈川区鳥越三八	副 統 理 岡野鄰子	統 理 岡野正貫
----------------------------------	------------	----------

真言宗普通寺派宗務庁 総本山善通寺

〒765 〇八七七(六二)〇二一一 香川県善通寺市善通寺町 三一三一―	管 主 長 蓮生善隆	宗務総長 阿部本宣	総 務 山 地 善 真
---	------------	-----------	-------------

暑中御見舞い申し上げます

総本山 仁和寺
真言宗御室派宗務所

管門 長跡 松村 祐澄

執行 宗務 総長 吉田 裕信

執行 総務 部長 鈴木 快幢

執行 教務 部長 森尾 教禪

執行 財務 部長 藤橋 泰信

華務 部長 手嶋 千俊

〒616 京都市右京区御室大内三三三
〇七五(四六一)一一五五

顕本法華宗

管 長 古瀬 日字

宗務 総長 吉永 正晴

宗務 次長 山田 信正

布教 部長 山本 学人

財務 部長 飯沢 道宣

教務 部長 平田 浄応

庶務 部長 島田 幸晴

社会 部長 田島 敏義

〒606 京都市左京区岩倉幡枝町九一
〇七五(七九一)七一七一
妙満寺

大雄山最乗寺

山 主 余語 翠巖

紀 綱 阿部 顕瑞

副 寺 豊島 健生

〒250-01 神奈川県南足柄市大雄町
〇四六五(七四)三二二二
一一五七

東京都仏教連合会

会 長 大谷 昌之

理 事 長 岩崎 宗秀

事 務 局 長 白川 謙敬

〒156 東京都世田谷区松原五十四三三〇
〇三(三二一)〇二〇五
正法寺内

財団法人

埼玉県佛教会

会 長 山本 道隆

副 会 長 江連 俊則

同 河野 亮永

専 務 理 事 酒井 文雄

〒336 浦和市高砂四一三一一八
〇四八八(六一)二二三八
佛会館

暑中御見舞い申し上げます

岐阜県仏教会

名誉会長 谷 耕 月
 顧問 参議院議員 杉 山 令 肇
 全日仏理事 橘 感 月
 会 長 加 納 博 司
 副 会 長 森 芳 雄
 同 龍 俊 美
 同 野 村 正 之
 理 事 長 竹 市 周
 岐 阜 市 仏 教 会 長 寺 町 研 山
 事 務 局 長 松 波 高 義
 岐阜市西野町三一―
 本願寺岐阜別院内
 〒500 〇五八二(六六)七八〇三

神奈川県仏教会

会 長 福 永 隆 昭
 副 会 長 小 崎 竜 雄
 同 横 山 敏 明
 同 柳 下 隆 侃
 同 大 井 重 忠
 事 務 局 長 本 間 孝 康
 横浜市中区大平町九六
 西有寺内
 〒231 〇四五(六六一)〇一六六

大阪府仏教会

会 長 鈴 木 龍 珠
 副 会 長 増 田 貞 圓
 同 芳 滝 直 樹
 同 西 田 亨 心
 同 鎌 原 佑 元
 事 務 局 長 井 桁 雄 弘
 (事務局)
 大阪市住吉区墨江三一十七―八
 大圓寺内
 〒558 〇六(六七)三二五九
 三〇一一

愛知県仏教会

会 長 宇 佐 美 諦 練
 副 会 長 瀬 辺 淳 信
 同 亀 山 黙 道
 同 江 川 辰 三
 名古屋市東区東桜
 二一六一―五一梅屋寺内
 〒461 〇五二(九三二)八二二四

京都佛教会

会 長 東 伏 見 慈 治
 理 事 長 有 馬 頼 底
 常 務 理 事 大 島 亮 準
 同 清 瀧 智 弘
 京都市上京区丸太町通千本東入
 ブラザービル二階
 〒602 〇七五(八〇)二五三七
 FAX 〇七五(八〇)二五三八

暑中御見舞い申し上げます

臨濟宗妙心寺派
宗務本所

管 長 倉 内 松 堂

宗務総長 竹 中 玄 鼎

総務部長 横 山 尚 空

教学部長 中 島 義 観

財務部長 瑞 岩 宗 園

本花園 長 会 馬 場 義 光

法務部長 古 田 宗 忠

〒616 京都市右京区花園妙心寺町
〇七五(四六三)三二二一

天台宗務庁

宗務総長 江 田 廣 典

庶務部長 高 松 義 寛

教学部長 水 尾 真 寂

社会部長 北 角 円 澄

財務部長 熊 谷 亮 澄

総務室長 市 原 孝 寿

〒520-01 大津市坂本四丁目六番二号
〇七七五(七九)〇〇三二

本門佛立宗
本山宥清寺

講 有 梶 本 日 齋

宗務総長 長 谷 川 日 序

〒602 京都市上京区御前通一条上ル
東堅町一〇
〇七五(四六一)二一六六

信 貴 山 真 言 宗
総本山信貴山朝護孫子寺

管 長 野 澤 密 厳

前管長 鈴 木 風 永

宗務長 田 中 真 瑞

〒636 奈良県生駒郡平群町信貴山
二二八〇一
〇七四五(七二)二二七七

総本山誓願寺
浄土宗
西山深草派宗務所

管 長 桜 間 観 刹

宗務総長 鶴 飼 慶 範

〒604 京都市中京区新京極桜之町
四五三
〇七四(三二)〇九五八

財団法人

国際仏教興隆協会

理事長 稲 田 稔 界

印度山 日本寺主 森 寛 紹

役員 一 同

〒153 東京都目黒区中目黒五二四一
五三 祐天寺内
〇三(七一)七六〇八

暑中御見舞い申し上げます

真言宗智山派宗務庁
総本山智積院法務所

管 主 長 藤 井 龍 心

宗務 寺務 総長 石 川 良 泰

執 務 部 長 舛 田 順 明

執 教 学 部 長 大 塚 正 見

執 教 化 部 長 安 部 隆 完

執 法 務 部 長 佐 藤 良 盛

執 財 務 部 長 桑 沢 宥 康

出 張 所 長 花 木 義 光

京都市東山区東山七条下ル
東瓦町九六四
〒605 〇七五(五四一)五三六(一二二)
七八九七

真言宗豊山派宗務所

管 長 勝 又 俊 教

宗務 総長 吉 田 俊 誉

總務 部長 川 田 聖 定

教化 部長 高 梨 有 興

教務 部長 栗 山 明 憲

財務 部長 杉 本 亮 一

東京都文京区大塚五十四〇一八
〒112 〇三(九四五)〇六三九



財団法人 仏教伝道協会

〒108 東京都港区芝4-3-14 ☎03(455)5851(代)

臨濟宗東福寺派

宗務 総長 岡 平 篤 道

京都市東山区本町一五

東福寺派宗務本院
〒605 〇七五(五三二)五二〇七

真言宗須磨寺派

管 長 小 池 義 人

神戸市須磨区須磨寺町四十六一八
〒654 〇七八(七三二)〇四一六

真言宗中山寺派

大本山 中 山 寺

兵庫県宝塚市中山寺二一一一
〒665 〇七七(八六)六五一七

真 理 舎

主 管 友 松 諦 道

東京都千代田区外神田三十四一〇
神田寺内
〒101 〇三(二五一) 八八八三
八八四二

暑中御見舞い申し上げます

曹洞宗大本山永平寺

貫首 丹羽廉芳

副貫首 宮崎奕保

西堂 大久保道舟

監院 上月照宗

後堂 星証道

副監院 山田康夫

副監院 佐藤宗紹

福井県吉田郡永平寺町志比
〒910-12 〇七七六(六三三)
三二〇一、九

真言宗豊山派
総本山長谷寺

化主 勝又俊教

事務長 水谷賢照

法務執事 寺沢栄章

教務執事 佐藤智仙

財務執事 岩田秀孝

総務執事 蓮俊孝

東京出張所 吉野孟彦

奈良県桜井市初瀬七三二一
〒633-01 〇七四四(七)七〇〇一

大本山成田山新勝寺

貫首 鶴見照碩

千葉県成田市成田一
〒286 〇四七六(二)二二二一

大本山 護國寺

貫主 小林良弘

執事 岡本永司

院代上 谷良祐

東京都文京区大塚五―四〇一
〒112 〇三(九四二)〇七六四
〇七六五
八七〇六

新潟県仏教会

会長 中村啓識

長岡市上田町 徳聖寺内
〒940 〇二五八(三三)一五八六

日光山輪王寺

門跡 柴田昌源
執事長 石塚慈侗

栃木県日光市山内二二〇〇
〒321-14 〇二八八(五四)〇五三二

聖観音宗

金龍山 浅草寺

代表役員 大森亮雅

東京都台東区浅草二―三―一
〒111 〇三(八四二)〇一八一

真言宗大覚寺派
大本山大覚寺

京都市右京区嵯峨大沢町四
〒616 〇七五(八七二)〇〇七一

暑中御見舞い申し上げます

真言宗智山派

大本山 川崎大師平間寺

貫 首 高橋隆天

院 代 茂木隆応

総 務 馬本克美

執 綱 原隆愿

執 事 野澤隆幸

常 務 小林俊一

川崎市川崎区大師町四一四八
〒210 〇四四(二六六)三四二〇

西新井大師

總持 寺

東京都足立区西新井 一―一五一―
〒123 〇三(八九〇)二三四五

全仏ロビー

映画『敦煌』

本会推薦の映画であります。

いわずと知れた井上靖の名作『敦煌』の映画化。仏教を讃える内容であり、また老若男女誰でも安心して鑑賞できる健全な映画であることから推薦させていただいた次第。なかなか楽しめる映画に仕上がっております。

中国人民解放軍の協力によるという大戦闘シーンや、敦煌城炎上などスペクタクルも迫力があり、またテンポも良く二時間半の上映時間も苦になりません。かつて『新幹線大爆破』というサスペンス映画の傑作を撮った佐藤純弥監督の面目躍如といったところででしょうか。

しかしですね、推薦している手前、批判めいたことをいうのはおかしいのですが、私個人の意見をいわせてもらえば、全体的になんとも大味で物足りません。

たとえていうならば、大企業が経営するファミリーストランの料理みたいな映画、といったところでしょうか。お客を集めることに最大のエネルギーが注がれているような感じ。

飾りつけ(見せ場)、スペクタクルシーン)が豪華で、低コストながら贅沢な材料(俳優)を使用。味の方はまあまあそれなり。とはいえ何か物足りなくて、この味での値段は少々高いかなとも思うが、大きなエピソードをかけたスペクタクルシーン、ミスキャストながら人気俳優)も入っているし、まあいいかと納得してしまう。そんな、なにかだまされたような、釈然としない気持ちの残る料理(映画)であります。

そつなく作ってあって見せ場もたつぷりでそれなりに楽しめますが、人を本当に感動させる一番大切な肝心な何かが足りないんですね。

前半の戦闘シーンのひとつをカットして、その分の費用と労力と上映時間をドラマの部分に注いでもらいたかったです。

主人公の若者道行徳を演じた佐藤浩一と敦煌の大使曹延恵の田村高廣が好演。大麥印象に残ります。

全仏推薦度 ★★★★★★
娯楽度 ★★★★★★

私の評価 ★★ (上田)

地域社会に「問題」がないという理由で、これまで「同和問題」に関わることは意識的に避けられ、話題にも上ることはなかった。また、たとえ地域社会に「同和問題」があっても、住職など寺院側の人間が、宗教者の立場でそれに取り組むことは、ごく少数の例外を除いて、残念ながら最近までなかったと言っただけ。

それは、「折角うまくいっている寺檀関係に、波風を立てたくない」からであつたし、「寝た子は起こすな、そうすれば自然に差別はなくなる」という、差別者の手前勝手な思い込みのためであつた。

しかし、今日、寺院住職など寺院側の人間は、自らが主体的に関わらないと解決できない、「差別戒名」や「身元調査」の問題に直面している。その「身元調査」の問題に直面しているから、そのような「自然解消論」的な考え方や態度は、そのまま現在進行形の部落差別になつてしまつたのである。

したがって「差別戒名」墓石の改正、差別解消の取組みが進展しないのは、寺院・宗教者側の「取組もうとしない」ところにこそ、その根本原因があると云わざるを得ない。

同和推進のために

― 続・「差別戒名」墓石改正へ向けて ―

曹洞宗人権擁護推進本部

柚木祖元

席した直後は、すぐにでも「差別戒名」問題の解決に向けて、着手しないといけないと思うのだが、翌日になると忙しきにかまけて先送りをし、翌々日には、「忘れて」しまふ。これまでは、そんなことの繰り返しだった。

B寺の住職です。お宅の墓地の墓石のことで相談があるので、ぜひ、近々にお邪魔したいのだが、時間をとつてもらえないだろうか」と。

土曜日、Sさんが訪ねて来た。住職は、意を決して話し始めた。

ずうっとお守りしていたお年寄りが、近年、亡くなつており、現在、お墓を守っているはずの親戚の名前は知っていたが、その連絡先は、はっきりしていなかった。

電話帳で当該檀家の親戚を捜したが、地元のM町内には見当たらなかった。隣のT市の電話帳で捜したところ、同姓の数十軒の中に、ようやく「S」という名前を見つけた。

Sさん宅へ電話をした。「突然の電話で恐縮ですが、M町の

実は、あなたのところの墓地の墓石の中に「差別戒名」というものがある。「差別戒名」というのは、被差別部落のホトケ様にだけ付けられた戒名で、「革門・革尼・僕男・僕女・連寂・トス」などのことだ。江戸時代のことではあるが、誠に申し訳ない差別をしてしまった。また、今日までそのまま放置してきたことも、心からお詫びしたい。

この話は、一九八八年五月九日の研修会での体験発表の一コマである。この住職の発表は淡々としたものだったが、たいへんに感動的だった。差別問題を目の前にした時に、「差別」か「差別」か、どちらかを二者択一で選び取ることになる。ほとんどの場合において、安易な「差別」の道を選んでしまうことが多い。ところが、この住職は、発表の中にあつたように、何度かの「つまずき」を経験したあと、寺檀関係に「波風が立つ」のではないかと不安や、「安易な道」への誘惑を乗り越え、差別解消のための「差別」の道、仏教者本来の道を歩み出したのである。

「まさか、そんなことがあつたとは。全く知らなかった」と言う。住職は続けて話しをする。このまま「差別戒名」墓石が墓地にあると、再び差別に悪用される可能性があり、寺の境内に移してお祀りしたい。八月のお盆までには、寺院墓地の合祀塔に合祀することにしたが、ぜひ了解してほしい。具体的なことは、宗務庁から補助金が交付されるので、そちらとも連絡をとり、早速、作業に取り掛かりたい。

Sさんは、その日、おおよそにおいて同意してくれた。

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

境内の駐車場について

(質問) 法律相談室にお伺い申し上げます。過般当寺隣接地に売地が出て、檀信徒の浄財の御協力を得て、参拝者専用駐車場として購入し、宗務当局等関係機関の手続も経、境内地として登記も完了致しました。

ところが先般市役所固定資産税課から課税通知がきましたので理由をきいたところ、宗教法第三条にいう境内建物及び境内地のなかに駐車場という言葉はでてこない、駐車場として使用

よび工作物ならびに土地をいいます。そして、「宗教法人がもつばらその本来の用に供する」境内建物等とは、宗教法第二条に規定する宗教法人の前記目的の用にもつばら供されるような境内建物等をいうとされています。簡単に云えば檀信徒を教化したり、儀式行事を行ったりするのに必要な土地は課税されないということです。ところでお尋ねの駐車場はどうでしょうか。現代のような車社会にあつては、どん

の本来の用に供する宗教法第三条に規定する境内地」となることは改めて云うまでもありません。だからこそ登記簿上も地目が「境内地になつていくわけでしょう。

この駐車場を公益事業(例えば幼稚園経営や保育園経営)のために使用するというのがならば、また別の検討がいりますが、幼稚園や保育園経営の爲ならば固定資産税はかかりません。しかしお寺で営む収益事業の爲に(例えば

するときは有料・無料に拘らず課税するということでした。課税の対象になるでしょうか。(宮城県Q寺住職)

(回答) 宗教法人が本来の活動用にして駐車場であれば課税されません。地方税法三四八条一項三号、四号は「墓地」と「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法第三条に規定する境内建物及び境内地」には固定資産税を課することができない旨規定しています。「宗教法第三条に規定する建内建物及び境内地」とは、宗教法第二条に規定する宗教法人の目的、すなわち「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」のために必要な当該宗教法人に固有の建物お

な田舎であつても、いや田舎であればなおさら、自家用車が必要だといえます。車が二台以上ある家庭もめずらしいことではなくなっています。ということは檀信徒・門徒さんも同じこと、寺に参詣するには車が不可欠の時代です。ということはお寺にも駐車場が檀信徒の爲に必要不可欠であるということとです。もちろん檀信徒がお寺に車で来るといふことは、寺に参詣する、儀式行事に参加する為ですからその為に使われる駐車場は、宗教法第二条に規定する宗教法人の目的の爲に使用されるものといわねばなりません。このように使われる限り駐車場は前記の地方税法にいう「宗教法人が専らそ

結婚披露宴に席貸しをする場合等)この駐車場を使うとなれば、固定資産税を払わなければなりません。

ところでこの固定資産税が課せられるかどうかの判定する権限はどこにあるのでしょうか。即ち、地方税法三四八条二項の非課税扱いを実施する手続如何ということになりますが、これは各市町村の条例の定めるところによるとされています(同法三条)。従つて各市町村により異なりますが、自治省が作成した条例のひな型によれば、非課税申告書をお寺から市町村長に提出することになっていきます。その際、市町村によつては所轄庁の境内建物・境内地証明書を添付するよう要求するところもあります。そのときは県の宗教法人の係で右の証明をもらつて市町村へ提出することになります。貴寺の場合も大抵このような手続で課税されないことになると思いますので、もう一度市役所を訪れて担当者に相談してみてください。

(当然のことながら、このお寺ではその後課税されなかつたという報告がありました。)

なお、全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

巨樹・巨木材の調査 環境庁から依頼

どつぞ御協力を

環境庁自然保護局から全日本仏教会へ、左記のような「巨樹・巨木林調査」の協力を依頼する文書が届きました。

環境庁では、昭和六十三年度に全国の「巨樹・巨木林調査」を実施しています。

悠久の時によって育まれた巨樹、巨木林は、我が国の森林、樹木の象徴的存在であり、良好な景観を形成したり、野生鳥獣の営巣の場となるなど、自然環境保全上重要な価値を有するばかりでなく、年輪等に過去の気候や環境の状況を記録していることから、古気象等の研究素材としての学術的価値にも大きいものがあります。さらに、古くから信仰の対象となり、あるいは地域のシンボルとして人々にやすらぎと潤いを与えるなど、生活環境保全面からも重要な自然環境資源で

もありません。

しかしながら、これら巨樹、巨木林の実態は必ずしも明らかにはなっておりません。このため、環境庁では、第4回自然環境保全基礎調査（いわゆる「緑の国勢調査」）の一環として、巨樹、巨木林の現況を全国的に調査しているものです。

この調査は、国から各都道府県に委託され、地元市町村などの御協力のもとに実施されております。調査では、幹周を実測するほか、周囲の状況、信仰対象や保護制度の有無などを調べることであります。

つきましては、本調査の趣旨に御理解を賜りますとともに、調査の実施に御協力いただきますようお願いいたします。

哀 悼

奥田慈応師

六月五日、八十九歳で遷化。

前和宗総本山四天王寺管長

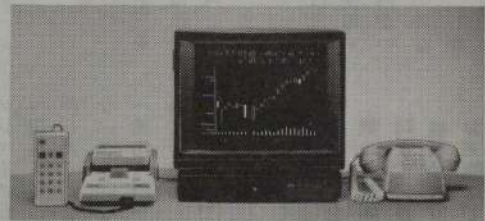
『事務局長録事』

(六月)

- 一日 宗教法人セミナー（福岡）
- 三日 12・6連絡会議出席
- 五日 念法真教支院落落魔法要出席
（三重県海山町）
- 九日 局内会議
- 九日 日宗連理事會出席
- 十一日 解放研究所宗教部會出席
- 十六日 全青協墨跡展出席
浄土宗稅務セミナー（京都）
- 十七日 同和委員會（京都）
国税庁との話し合い
- 二十一日 局内會議
- 二十三日 香川県仏教會總會出席
- 二十五日 医療と宗教を考える會シンポジウム出席
- 二十七日 信教の自由に関する委員會
- 二十八日 稅務委員會
- 二十九日 都道府県仏教會代表者會議
- 三十日 世界人權宣言四十周年実行委員會出席（京都）

ファミコンで株式投資。

私は、はっきりいって多忙だ。しかし株式情報には絶えず敏感でいたい。私は、正直いってメカに弱い。しかしファミコンぐらいなら扱える。従って、結論は速い。山一のサンラインF-II。うちのファミコンで最新の株式情報や株価速報などを知り、株式の売買注文もおこなう。世の中、想像以上に進んでいる。



サンラインF-II

山一證券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)

お問合せは最寄りの山一證券、本・支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

☎(局番なし) 0120-001234

※平日/8:30-17:00
※土曜(第2・3を除く)/8:30-12:00